

特定行為の包括同意について

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める38行為となっています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身に付けた看護師だけが実施可能な診療の補助行為です。

看護師による特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することです。また、タスクシフトにより医師の業務負担軽減の一助になります。

厚生労働省ホームページ

特定行為に係る看護師の研修制度（URL）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

特定行為実施に対する同意について

特定行為実施へのご協力に関しましては、この記載（文面）による包括同意をもってご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は当該部署の責任者または患者相談窓口までお申し出ください。

また、ご同意いただけない場合であっても治療および看護上の不利益を被ることは一切ありません。個人情報につきましても、適切に管理させていただきます。

**特定行為実施に関して、質問・ご意見やご相談がございましたら、
主治医や看護師、近くの職員へ、お気軽にお尋ねください。**



独立行政法人国立病院機構
信州上田医療センター
Shinshu Ueda Medical Center
〒386-8610 長野県上田市緑が丘1丁目27番地21号
TEL.(0268)22-1890 FAX.(0268)24-6603